

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 規 則

ページ

- 北九州市道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則【建設局道路部道路計画課】 2706

### ◇ 公 告

- 業務委託契約に係る一般競争入札の公告【総務企画局政策部世界遺産登録推進室】 2707

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正に伴い、北九州市道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則において引用する同令の道路標識の番号ずれ等を改めることにしました。

この規則は、平成26年8月1日から施行することにしました。

北九州市道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年8月1日

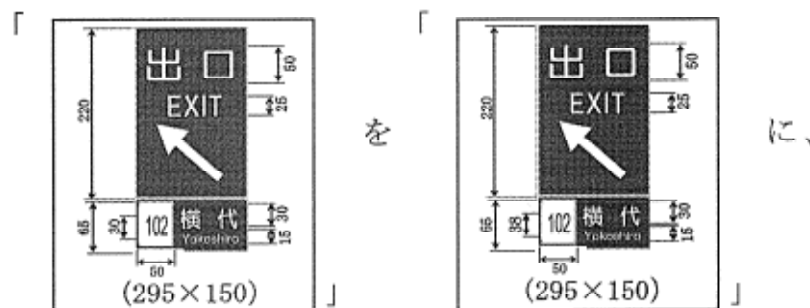
北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第41号

北九州市道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則（平成24年北九州市規則第88号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中



「116-A」を「116の2-A」に、「116-B」を「116の2-B」に、「116の2-A」を「116の3-A」に、「116の2-B」を「116の3-B」に、「116の2）」を「116の4）」に、「116の3」を「116の5」に、「116の4」を「116の6」に改める。

別表の備考第1項第2号イ中「116の2」を「116の4」に、「116の3」を「116の5」に、「116の4」を「116の6」に改め、同号ク（ア）中「116の3」を「116の5」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市公告第649号

一般競争入札により、世界遺産情報発信拠点整備調査等業務委託の契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年8月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 競争入札に付する事項	業務名	世界遺産情報発信拠点整備調査等業務委託
	業務内容	仕様書に定めるとおり
	履行期限	平成27年3月31日
	履行場所	北九州市総務企画局政策部世界遺産登録推進室
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	実績	日本国内において、平成21年4月以降に美術館、博物館、文学館、記念館等の展示を主たる機能とする建物の整備に関する基本構想、基本計画又は展示設計業務（いずれも当該展示面積300平方メートル以上）について、元受けとしての実績があること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市総務企画局政策部世界遺産登録推進室
	期間	この公告の日から平成26年8月7日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後3時まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	この公告の日から平成26年8月8日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後3時まで	
5 競争入札執行の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市役所地下2階 第5入札室
	日時	平成26年8月18日 午前11時
6 入札及び契約に関する条件	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の5以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1項又は第3項のいずれかに該当する場合は、免除する。
	入札方法	総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7 落札者の決定方法	契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行ったものを落札者とする。	
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札	
9 その他	(1) この調達に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書及び仕様書の交付は、第3項に示す日時及び場所において無償で行う。 (3) この公告に関する問合せ先は、北九州市総務企画局政策部世界遺産登録推進室（電話 093-582-2922）とする。	
注1 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条に規定する有資格業者名簿をいう。		